

復興・再生に向けた行財政運営方針

平成28年度における
主な取組状況
(案)



平成29年〇月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	5
1 復興・再生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・再生に向けた人員の確保	
3 復興・再生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	13
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV その他の取組	20
1 分かりやすく積極的な情報の発信	
2 継続的な行財政改革への取組	

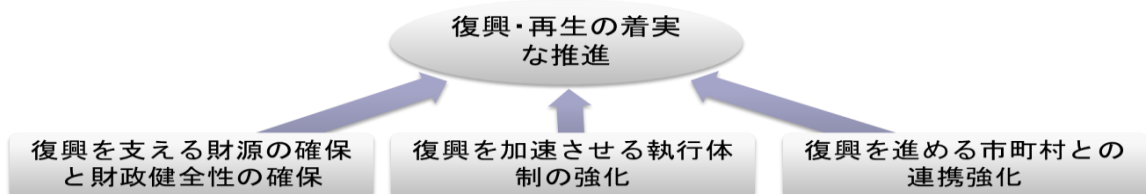
復興・再生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

- 【基本的考え方】 財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。
- 《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保
 - 《視点2》復興を加速させる執行体制の強化
 - 《視点3》復興を進める市町村との連携強化
- 【対象期間】
- 概ね5年間（平成24年10月策定）
 - 復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定を検討。
- 【進行管理】
- 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。
 - 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。





【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 新たに生ずる課題への財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《復興・創生分》

・原子力災害等復興基金の活用 714 億円（平成29年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

・事務事業の抜本的な見直し等 12 億円（平成29年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 89 億円（ " " ）ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分	4件	57.4百万円
広告事業	15件	22.4百万円
貸付事業	36件	92.5百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との連携を深めるため、全県及び各地域で滞納整理推進会議を開催し、一部で特別徴収義務者の一斉指定を開始するなど、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

年度	件数	金額(千円)
平成28年度	3,532	97,377
平成27年度	4,278	112,062
平成26年度	4,023	95,120

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。（県HPへの掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事でのPR等）

◆県税収納方法の検討

自動車税定期課税において、これまでのコンビニエンスストアでの納付方法のほか、平成28年度からインターネットを利用したクレジットカードによる納付方法を導入しました。

- ・平成28年度自動車税のクレジット収納 12,014件 484,359千円

今後の取組
の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
平成29年度	902	(当初予算ベース)
平成28年度	903	(交付決定ベース)
平成27年度	853	(交付決定ベース)

◆「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項への平成29年度予算措置を要求し、国の平成28年度補正予算、平成29年度当初予算において財政措置されました。

- ・協議会の開催実績 2回 (平成28年7月31日 平成29年1月28日)

◆継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等に対し財源措置された「福島再生加速化交付金」について、弾力的な運用と十分な予算確保の継続を国に要望し、平成29年度当初予算で財政措置されました。

交付金	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福島再生加速化交付金	1,088億円	1,056億円	1,012億円	807億円

(2) 新たに生ずる課題への財源確保

◆「復興・創生期間」における復興財源の確保

「復興・創生期間」（平成28年度～平成32年度）の復興財源について、あらゆる機会を捉えて原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及び本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

《主な平成29年度政府予算（県の最重点7項目）》

- ・ 医療提供体制の再構築を始めとする被災地域の生活環境整備の促進
- ・ 避難者支援の充実
- ・ 福島新エネ社会構想の推進
- ・ 風評・風化対策の強化 など

今後の取組 の方向性

■ 復興の動きを加速化するために、引き続き、国に対して継続・安定的な財源措置及びより広くきめ細かなニーズに対応可能な制度の運用を求めていきます。

3 原子力損害賠償金の確保

◆原子力損害賠償金の請求

平成23年度から26年度までの一般会計分及び平成26年度、平成27年度の公営企業会計分の損害を取りまとめ、平成28年度に東京電力に対して損害賠償請求を行い、一部について支払いを受けました。

また、平成24年7月6日に請求した一般会計分のうち、東京電力が支払いに応じない4.1億円について、ADRセンターに調停の申立てを行いました。

《原子力損害賠償額（累計）》

一般会計分		請求総額（円）	受領総額（円）
請求対象期間	請求日		
平成23年度	平成24年 7月 6日	6,324,994,195円	5,728,182,667円
平成23年度～平成24年度	平成25年10月31日	2,937,037,687円	1,284,705,122円
平成23年度～平成25年度	平成27年 4月22日	1,749,311,036円	528,259,867円
平成23年度～平成26年度	平成28年 5月25日	1,791,583,105円	53,071,378円
計		12,802,926,023円	7,594,219,034円

公営企業会計分		請求総額（円）	受領総額（円）
平成23年度		2,647,239,497円	2,559,312,186円
平成24年度		3,167,556,485円	3,072,040,827円
平成25年度		4,714,829,836円	4,587,816,647円
平成26年度		8,980,558,557円	8,674,447,340円
平成27年度		10,357,741,816円	10,256,171,477円
計		29,867,926,191円	29,149,788,477円

※1 公営企業会計は下水道事業、工業用水事業、病院事業の計（各年度とりまとめ毎に複数回請求しているため、当該年度分をまとめて記載している。）

※2 請求額及び受領額は平成29年3月31日現在

今後の取組 の方向性

■ 引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◆事務事業の見直し

平成29年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリングを通じて、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。

◆歳入の確保【再掲】

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《復興・創生分》

- ・原子力災害等復興基金の活用

714 億円（平成29年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

- ・事務事業の抜本的な見直し等
- ・県債の更なる活用

12 億円（平成29年度当初予算ベース）

89 億円（ ” ” ）ほか

◆「中期財政見通し」を踏まえた計画的な財政運営

平成26年度に策定した「中期財政見通し」を踏まえ、中期的な視点に立った計画的な財政運営に努めました。

今後の取組 の方向性

■ 全ての事務事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、引き続き、財政健全性の確保に努めます。



【取組方針】

- 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・再生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配
 - (2) 国等への働き掛け
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・再生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進する仕組みや体制づくり
 - (2) アウトソーシングの推進
 - (3) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

◆組織改正

復興・創生の取組の中で生じる様々な行財政運営上の課題等に迅速かつ確に対応し、本県の復興と地方創生を更に加速していくため、次のとおり事務所移転を含む組織改正等を行いました。

《平成29年度組織改正の主な内容》

- 福島イノベーション・コースト(国際研究産業都市)構想の推進体制の強化
 - ・企画調整部内に「国際研究産業都市推進監」を新設
- 県立高校改革の実施に向けた体制強化
 - ・教育庁に「県立高校改革監」、高校教育課内に「県立高校改革室」を新設
- 動物愛護推進の拠点施設の新設
 - ・「動物愛護センター」を新設
- Jヴィレッジの再整備に向けた推進体制の強化
 - ・楢葉町にエネルギー課の駐在員を配置
- 全国植樹祭の開催に向けた推進体制の強化
 - ・南相馬市に全国植樹祭推進室の駐在員を配置
- 双葉郡(富岡町)出先機関の帰還
 - ・ふたば復興事務所、富岡林業指導所及び富岡土木事務所について、平成29年4月1日から富岡合同庁舎での業務を再開

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

「新生ふくしま復興推進本部」の下、全庁一丸となって復興・再生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”の実現に取り組みました。

○平成28年度開催実績 15回

《主な取組状況》

- ・「風評・風化対策強化戦略」(第2版)を策定
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進強化
- ・福島復興再生特別措置法改正に関する要望 など

◆財務事務の適正化に向けた執行状況確認・自己点検

重点事業392事業及び重点事業以外の主要事業74事業について、四半期毎に新生ふくしま復興推進本部において、歳入・歳出予算の執行状況の確認・点検を行い、予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めました。

◆組織改正（警察本部）

震災後の社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築し、県民の安全・安心の確保を図り、本県の復興及び再生を治安面から力強く支えるため、次のとおり組織体制を整備しました。

《平成29年度組織改正の主な内容》

- 双葉署本庁舎（富岡町）への本署機能の移転
- 全国植樹祭の開催に向けた警備課警衛警備対策室の体制強化

◆復興・再生に向けた拠点施設の整備

県民が将来にわたって安心して暮らせる環境の創造や復興・再生に向けた各種研究開発・産業創出等のための拠点整備に取り組みました。

《主な拠点整備施設》① 整備済み

拠点施設	供用開始
環境創造センター	平成28年 7月
浜地域農業再生研究センター	平成28年 3月
ふくしま医療機器開発支援センター	平成28年11月
ふくしま国際医療科学センター	平成28年12月

② 今後整備予定

拠点施設	供用開始予定 (一部供用開始を含む)
ふたば医療センター（仮称）	平成30年4月以降
水産種苗研究・生産施設	平成30年夏以降
Jヴィレッジ	平成30年夏以降
ロボットテストフィールド	平成30年秋以降

今後の取組 の方向性

■ 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一体となって、復興・再生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。

■ 増大する復興・再生事業を適切に執行するため、迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。

2 復興・再生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

平成29年度に向けて正規職員や任期付職員の採用を行ったほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員受入れなど、多様な方策により必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

- ① 平成29年度正規職員（知事部局）5,263名 ※平成29年4月1日現在
- ② 平成29年度任期付職員（知事部局）263名 ※平成29年4月1日現在
- ③ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度を活用し、9人を採用（JAEA、(独)都市再生機構、(公財)福島県労働保健センター等）※平成29年4月1日現在
- ④ 他県等応援職員受入決定数（※平成29年4月1日現在）

年度	要請数	決定数	団体数	充足率
平成27年度	206人	199人	39団体	96.6%
平成28年度	197人	181人	39団体	91.9%
平成29年度	177人	152人	38団体	85.9%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

- ・被災生徒等が多数在籍する高校への教員加配 34名（平成29年4月1日現在）
- ・スクールカウンセラー配置 442校（平成29年4月1日現在）
- ・教職員の加配 491名（平成29年4月1日現在）

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として認められた警察官の期限付き増員（192名分）について、即戦力をもって対応するため、他都府県警察等から多くの特別出向者を受け入れました。

また、避難指示解除や復興・再生事業の進展に伴う交通情勢・治安情勢の変化に対応するため、災害対策課特別警ら隊、相双方部及びいわき方部の警察署等に必要な人員を配置しました。

- ・平成29年度 36都府県警察及び皇宮警察

(2) 国等への働き掛け

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

復興・再生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人員確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《主な要請活動等の内容》

- ・全国知事会議における職員派遣要請（7月、11月）
- ・国（総務省、復興庁、警察庁等）に対する要望等（6月）
- ・自治法派遣要請訪問（各都道府県等／平成28年10月18日～12月2日）

《主な成果》

- ・平成29年度他県等応援職員受入決定数 152名（38団体）【再掲】
- ・職員受入経費等の震災復興特別交付税措置の継続
- ・民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度（平成24年度要望後に国が制度化）を活用し、9人を採用（JAEA、（独）都市再生機構、（公財）福島県労働保健センター）【再掲】
- ・本県警察官定員基準の増員（期限付き増員が4年間延長 平成29年度192名、平成30年度170名、平成31年度151名、平成32年度137名）

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・再生を担う有為な人材を確保するため、これまで競争試験の大卒程度や選考試験の保健師等で受験年齢の上限を引き上げるなどの受験資格の見直しを図ったほか、東京都で1次試験を実施するなど様々な見直しを図ってまいりました。

《平成28年度に実施した主な見直し》

① 受験機会の拡大	
選考試験	任期付職員の募集開始時期の前倒し(9月→5～6月)
② 受験者の確保	
全般	新たに1日県職員体験ゼミや高校生対象の出前講座「出張！キャリア塾」を開催するなど募集広報活動を強化した。農業土木職及び土木職について、県内に加え東京都内でも第1次試験を実施した。
個別	確保困難な獣医師の処遇見直し：初任給調整手当の増額(30,000円→35,000円)

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・再生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・再生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人に対して、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して研修会を開催しました。

- ・ 平成28年度の新採用職員（知事部局のみ。任期付職員を含む。）に対して、サポート職員347名を配置
- ・ サポート職員研修会：開催回数7回（本庁・各方部で開催）、受講者203名

◆会計事務職員の資質向上

会計事務のより一層の適正執行に向け、職務内容や経験年数に応じた研修を充実させることにより、会計事務職員の更なる資質向上を図りました。

①会計実務研修会（管理監督職員）	145名
②会計実務研修会（実務担当者）	349名
③新任会計事務職員研修会（前期）	227名
④新任会計事務職員研修会（後期）	182名
⑤財務会計システム研修会	213名
⑥出納事務職員研修会	30名
合 計	1,146名

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	750名
農林土木技術職員	377名

◆職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、一般職員や管理職員に対する研修を実施しました。

《管理職員対象》

- ・ 新任管理者特別研修 1回開催 受講者121名
- ・ 本庁・出先機関管理者研修会 8回開催 受講者518名

《一般職員対象》

- ・ 新規採用職員研修（知事講話等） 受講者401名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。

《メンタルヘルスケアに関する研修会》

メンタルヘルスサポート研修	922名
U30健康教育セミナー	152名
メンタルヘルス研修（新任管理者特別研修）	121名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、職員を民間企業や大学院等へ派遣しました。

《長期派遣研修（平成29年4月現在）》

政策研究大学院大学	1名	公共政策プログラム 防災・危機管理コース
三井物産株式会社	1名	プロジェクト本部 国内プロジェクト開発部
株式会社JTB国内旅行企画	1名	仕入商品本部商品企画部
一般財団法人自治体国際化協会	1名	ロンドン事務所
独立行政法人日本貿易振興機構	2名	1名（バンコク事務所）、1名（H29本部勤務、H29.10～デュッセルドルフ事務所）
神奈川県立保健福祉大学	1名	実践教育センター、教員・教育担当者養成課程、看護コース
東日本高速道路株式会社	1名	東北支社いわき工事事務所
国立国会図書館	1名	利用者サービス部

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成【再掲】

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治体派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修を実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	土木技術職員	農林土木技術職員
受講者数	750名	377名

◆環境の回復・創造に向けた人材育成

環境の回復・創造に関する自治体向け研修や、大学等と連携した人材育成などの取組を含んだ環境創造センター中長期取組方針を平成27年2月に策定し、環境の回復・創造のための総合的な拠点としての役割を担う環境創造センターを平成28年7月までに全施設供用開始しました。

(3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

◆人事評価制度導入に向けた取組

各所属において組織目標を設定し、各職員の職位・業務に応じた業績等を評価する「新たな人事評価制度」を平成28年10月に導入しました。また、円滑な制度導入のため、試行や評価者研修会等を実施しました。

・ 新任管理者特別研修	1回開催	受講者121名【再掲】
・ 人事評価評価者研修会	6方部11回開催	受講者437名

今後の取組
の方向性

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組めます。
- 復興・再生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。
- 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルケアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。また、吉本興業(株)、第一生命保険(株)、KDDI(株)と新規に協定を締結しました。

イオン(株)	東北イオン会合同見本市を福島県内で開催(9月) 会津みしらず柿が「フードアルチザン(食の匠)」に認定(10月)
(株)ローソン	富岡小浜店オープン(7月) 南相馬市小高店営業再開(10月) S浪江町まち・なみ・まるしえ店オープン(10月)
(株)ファミリーマート	南相馬市小高店営業再開(11月)

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援の取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

ふるさと・きずな維持・再生支援事業	平成28年度採択件数	23件
NPO強化マネジメントサポート事業	平成28年度各種講座実施数	18回
NPO、企業、学生との連携協力事業	マッチングの場の開催	3回

◆総合計画(ふくしま新生プラン)の進行管理における連携

総合計画(ふくしま新生プラン)について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

《地域懇談会》

- ・県内7方部で延べ8回開催(参加者68名) ※相双地域は、南相馬市といわき市で2回開催

◆被災事業者支援のための連携

被災中小事業者等の事業再建及び事業継続支援のために国、県、民間で組織した「福島相双復興官民合同チーム」に県職員10名を派遣し、被災地域12市町村で被災した中小企業の事業再建及び事業継続支援に取り組みました。

また、県及び金融機関や商工団体、税理士、中小企業診断士等を構成員とする「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」により、震災の影響を受け厳しい状況にある事業者に対する経営改善支援方針を決定するとともに、専門的支援機関と連携し事業者の課題解決を支援しました。

<福島相双復興官民合同チーム(H27.8.24発足)>

- ・事業者等訪問回数(平成29年3月までの累計)13,381回(うち初回訪問4,606件)

<オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会>

- ・経営改善の方向性を決定 24件

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など膨大な量の高度な技術力を有する事業を監理するため、発注者支援業務委託やCM(コンストラクション・マネジメント)業務委託を活用し、設計図書を作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事64件、除染13件
CM業務委託	17件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・再生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入等
- ・補助金の申請受付、審査業務等
- ・福島県復興公営住宅の入居募集から選定までの業務
- ・民間借上げ住宅の家賃等支払業務等

(3) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱し専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《主な内容》

原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監」、「原子力総括専門員」及び「原子力専門員」を任命しています。

- 原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等
- 原子力総括専門員・原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議へのオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（16人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

- 市町村への助言等 12回、講演会等への講師派遣 2回

Jヴィレッジ復興サポーターの委嘱

本県復興のシンボルであるJヴィレッジの復興推進に向け、Jヴィレッジの復興に対する支援の輪を国内外に広げる活動や再整備に関する技術面でのアドバイス等のため、以下の皆様に「Jヴィレッジ復興サポーター」を委嘱しました。

- 平成27年7月22日委嘱 ※ サポーターの肩書きは委嘱時点の役職
 - ・JFA大仁邦彌会長、田嶋浩三副会長
 - ・「なでしこジャパン」佐々木則夫監督
- 平成28年8月29日委嘱
 - ・日本ラグビーフットボール協会 岡村 正会長
 - ・「なでしこジャパン」高倉麻子監督
 - ・「ラグビーW杯2015代表」大野均選手
 - ・「元なでしこジャパン」澤穂希さん

福島県クリエイティブディレクターによる情報発信

県民の皆さん等から寄せられた825通もの「ふくしまへの想い」を、箭内道彦氏（福島県クリエイティブディレクター 平成27年4月1日就任）を通じて、歌手 谷村新司さんが「雲のかなた」を作詞・作曲。新しいふくしまの歌として国内外に強く発信しました。

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会

県民健康調査について助言を得るため、外部の専門家からなる検討委員会を開催しました。

- 「県民健康調査」検討委員会 4回開催

福島県環境創造センター県民委員会

環境創造センターの取組について、県民のニーズを反映させるため、県民委員会を開催し、県民や専門家等から意見をいただきました。

- 環境創造センター県民委員会 平成29年3月14日開催

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家18名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

- ・ 廃炉安全監視協議会 12回開催
- ・ 廃炉安全確保県民会議 7回開催

◆IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《IAEAとの協力プロジェクト》

平成28年 6月27日～ 7月 1日	IAEA 専門家計34名が来県し、協力プロジェクトを実施
平成28年12月 5日～12月 9日	

◆除染事業の実施における連携

JAEA等と連携し、仮置場や除染に対する住民理解を促進するためのリスクコミュニケーションセミナーの開催や放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的に大学等と連携して講習や演習を実施しました。また、環境省と共同で設置した除染情報プラザにおいて、専門家の登録を行い、地域のニーズに応じて専門家の派遣を行いました。

除染に関するリスクコミュニケーションセミナーの開催	1回
大学と連携したリスクコミュニケーション事業	1校
除染情報プラザにおける専門家の派遣数	214回

◆風評払拭に向けた情報発信の検討協議会の設置

関係団体、国、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信会議」を開催し、県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信及び取組を検討しました。

- ・ 新生！ふくしまの恵み発信会議 3回開催

◆大学等との共同研究の実施

県の農林水産試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物の放射性物質対策や生産技術確立等に向けた試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究 53件

◆地域課題の解決に向けた取組

地域行政だけでは解決できない課題の解決を図るため、専門的知見を有する研究者等を含む調査研究会を設置して解決策の検討を行い、その実践に向けた取組を支援しました。

《知のネットワークを活用した復興推進事業》

- ・ 新規採択研究 1件（テーマ「磐梯山周辺地域の教育旅行の回復に向けて」）
- ※ 上記研究の報告会等を県内で開催（計3回）

今後の取組
の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託化を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図ります。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する人的支援等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対し迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

- ・ 市町村訪問による協議等 51回

◆避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制

将来像提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」及び「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を実施し、国・県・市町村が連携して課題解決に向けた協議を実施しました。

また、避難12市町村の広域連携について協議するため、12市町村等をメンバーとする広域連携検討会及び幹事会を実施しました。

- ・ 福島12市町村将来像提言フォローアップ会議 1回開催
- ・ 福島12市町村将来像に関する有識者検討会 2回開催
- ・ 12市町村等をメンバーとする広域連携検討会2回開催、同幹事会2回開催

◆被災市町村職員確保のための協議等

復興・再生業務が増大する中、不足する職員の確保対策についての協議の場として、被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催しました。

また、平成29年度以降の被災市町村における職員確保の課題を把握するため、全国の市区町村に職員派遣を要請している市町村に対してヒアリングを実施しました。

- ・ 被災市町村職員確保等連絡会議 平成28年5月30日、平成29年2月17日開催
- ・ 市町村に対してのヒアリング 平成29年1月11日～27日実施

今後の取組
の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆県任期付職員の派遣

平成29年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・平成29年度任期付職員市町村派遣数 36名
(うち平成25年度から28年度までの採用更新者数28名、平成29年度採用者数8名※)
※ 平成28年度前倒し採用者1名及び平成29年4月2日以降採用者3名を含む

◆被災市町村の人員確保に向けた支援等の取組

被災市町村における職員確保対策を協議する被災市町村職員確保対策等連絡会議において、任期付職員、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、他地方公共団体への継続派遣要請、復興庁からの職員派遣など人員確保について助言を行いました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県OB職員及び県内市町村OB職員等の情報提供を行い、職員が不足する被災市町村とのマッチングを行いました。

- ・被災市町村職員確保等連絡会議 平成28年5月30日、平成29年2月17日開催【再掲】
- ・復興庁スキームにより45名のマッチング
- ・県任期付OB職員4名(広野町2名、大熊町1名、飯館村1名)を採用※平成29年4月1日現在
- ・県内市町村OB職員5名(富岡町1名、大熊町1名、飯館村3名)を採用※平成29年4月1日現在

◆被災市町村職員採用試験の合同説明会の実施

震災からの復旧・復興等増加する業務に対応するため、県・市長会・町村会と連携して被災市町村職員採用試験の合同説明会を東京都、愛知県及び郡山市で開催し、33名が採用されました。

- ・平成29年度任期付職員等33名(南相馬市26名、富岡町3名、川内村2名、大熊町2名)採用

◆市町村駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、支援を行い、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図ります。

- ・市町村駐在員会議 12回開催

◆県職員の派遣

復興・再生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

平成26年度	29名(20市町村)
平成27年度	33名(22市町村 1市町村圏組合)
平成28年度	36名(24市町村 1市町村圏組合)
平成29年度	37名(25市町村 1市町村圏組合)

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で被災市町村長等と共に各都道府県市長会総会等の場での要請や全国の都道府県、市長会、町村会など42団体を訪問し、人的支援の要請活動を行いました。

《要請訪問活動》

- ・都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問
(平成28年7月12日～平成28年12月5日)

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要請数	決定数	充足率
平成27年度	334名	293名	87.7%
平成28年度	324名	277名	85.5%
平成29年度	269名	231名	85.9%

(平成29年4月1日現在)

今後の取組 の方向性

■ 市町村の復興・再生に向けた執行体制の構築に対し、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

市町村の地方創生交付金事業計画の策定に当たり、担当者会議や意見交換会を行って支援・助言を行いました。【市町村担当者会議2回、意見交換会6回】

避難指示区域等にある市町村の復興計画策定に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局等として参画し助言を行いました。【8市町村28回】

市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【改定市町村：湯川村、玉川村、三春町、広野町、新地町】

平成28年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。

- ・作付制限 7市町村【南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・農地保全管理・試験栽培 3町 【富岡町、大熊町、双葉町】
- ・作付再開準備 7市町村【南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・全量生産出荷管理 1町 【楢葉町】

園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理体制を含めた解除計画を策定しました。

【7市町村8品目で21件の解除計画を策定し、解除】

避難指示解除が進む中で、今後の地域公共交通ネットワーク構築の体制づくりに向けた「福島県避難地域高域交通検討協議会」等を開催【協議会1回、幹事会3回、方部会5回開催】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。《県営事業実施状況》（平成28年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
348箇所	196箇所	69箇所

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《団体営（市町村）事業実施状況》（平成28年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
1,892箇所	1,711箇所	1,585箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《県代行工事》

- 相馬市所管の公共土木施設災害復旧事業（市道大州松川線）の代行

《復興まちづくりの推進》

- 防災緑地全10地区で工事が進捗（広野町防災緑地が平成28年12月に供用開始）
- 被災市街地復興土地区画整理事業全7地区で工事が進捗
- 防災集団移転促進事業全47地区のうち45地区で造成工事が完了

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

平成29年3月31日現在

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	二本松市	田村市	南相馬市
計画戸数	475戸	134戸	570戸	1768戸	40戸	346戸	18戸	927戸
完成戸数	415戸	134戸	570戸	648戸	40戸	237戸	18戸	811戸

	本宮市	桑折町	川俣町	大玉村	三春町	川内村	広野町	合計
計画戸数	61戸	64戸	120戸	67戸	217戸	25戸	58戸	4,890戸
完成戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	0戸	3,400戸

◆農林水産物のモニタリング検査等における連携

市町村や関係団体等と連携して農林水産物のモニタリング検査等を実施しました。

《検査実績》

- 米（平成28年産米） 約1,024万件（平成29年3月末現在）⇒基準値超過なし
- 園芸品目の検査件数 3,779件（平成29年3月末現在）⇒基準値超過品目なし

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示区域における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、設置要望市町村、県、国等で連携を図り、一部のICの設置が許可、事業化されました。

- ・追加ICの設置許可 2カ所（供用開始：大熊IC（H30～）、双葉IC（H31～））

◆復興支援員の設置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

また、復興支援員の活動支援及び双葉地域を拠点とする復興支援活動等を行うため、帰還促進事業員現化支援や教育環境整備等に従事する復興支援専門員を配置しました。

・復興支援員	配置人数	56名
・復興支援専門員	配置人数	12名

◆医療体制の充実に向けた連携

双葉郡内町村の住民の健康や復興事業に携わる人の医療を支えるため、楡葉町に「県立大野病院附属ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」を開所しました。

また、救急・総合診療（救急医療全般、外科内科疾患全般）の更なる充実のため、平成30年4月の開所を目指して「ふたば医療センター（仮称）」の整備に着手しました。

県立大野病院附属ふたば復興診療所	平成28年2月1日開所
平成28年度までの延べ診察患者数	
・内科	3,863人（1日当たり16.3人）
・整形外科	2,491人（1日当たり18.5人）

◆JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向けて、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、只見線復旧復興基金寄附金の募集を行いました。

推進会議に設置した検討会で具体的な復旧方法等について検討を重ね、第2回推進会議（H29.3.27）において、会津川口・只見間を上下分離方式により鉄道復旧させることとする方針を決定しました。

・平成28年度末までの寄附金総額	106,028,290円	（平成28年度寄附金額49,434,956円）
・只見線応援団の会員数	62,537名	（平成29年3月31日現在）

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

復興事業に対応する発掘調査体制を強化するため文化財発掘調査専門職員の配置の見直しと増員を図りました。

また、避難区域内に所在する歴史資料館に残された文化財の救援活動を行いました。

《埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置》

平成27年度	16名
平成28年度	16名
平成29年度	17名

《文化財の救援活動》

・避難区域内の歴史資料館から一時保管施設（旧相馬女子高等学校）を経由等して、文化財157箱を県文化財センター白河館に設置した仮保管施設へ搬送・保管（累計3,044箱）

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の希望に応じた「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

- ・「農地転用に関する事務（農地法：13事務）」を5市7町5村（計17市町村）に移譲
- ・「NPOに関する事務（特定非営利活動法：36事務）」を福島市に移譲

※ 平成29年4月1日現在で31市町村に388事務を権限移譲しています。

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

・人事交流 12名／実務研修生15名（平成29年4月1日現在）

◆事務の共同処理・広域処理の調整

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村等で構成する協議会等へ人的・財政的支援を行っています。

- ・奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名（平成29年4月1日現在）
- ・双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣2名（平成29年4月1日現在）

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

今後の取組 の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 市町村のサポート体制については、市町村における人材の育成や自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の強化に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、平成28年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

平成28年度震災復興特別交付税（市町村分） 467億円

◆復興交付金等の拡充

復興交付金については、効果促進事業の全額国費負担の継続と、一括配分の対象事業の追加及び被災自治体の創意工夫による復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう柔軟な運用を図ることを国に対して要望しました。

また中間貯蔵施設に関して、大熊町、双葉町が行う地権者支援を始め、地域振興に必要な様々な課題に迅速に対応できるよう交付金を交付しました。

《復興交付金》

平成29年度当初予算 525億円 ※国予算措置額

《中間貯蔵施設立地町地域振興交付金》

平成26年度から平成28年度までで総額150億円

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

4半期に1度、市町村の請求及び支払い状況を確認し、支払いに進捗がない市町村を中心に訪問するとともに、アンケート調査を実施し現状と課題を把握しました。

被災12市町村を年3回訪問し、各市町村が抱える課題等の把握や、損害賠償に関する取組方針について意見交換を行うなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県と市町村が一体となって取り組みました。

- ・進捗状況に係るアンケート調査（H29. 3. 31）の実施
- ・市町村個別訪問（H29. 3. 13～）の実施
- ・被災12市町村訪問の実施
 - 1回目 H28. 5. 12～H28. 5. 18
 - 2回目 H28. 10. 21～H28. 11. 4
 - 3回目 H29. 1. 30～H29. 2. 8

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・公営企業会計において資金不足の状態にあるものはない

《平成28年度財政計画策定団体》4団体

《平成28年度財政診断実施団体》4団体

今後の取組 の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。

1 分かりやすく積極的な情報の発信

◆風評・風化対策を強化するための取組

本県の復興を着実に進め、更に加速させるために県全域かつあらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭と風化の防止に取り組むため、平成27年9月に策定した「福島県風評・風化対策強化戦略」を改定しました。

＜福島県風評・風化対策強化戦略を策定し公表した内容＞

目指す姿	平成29年度までに「震災前の水準まで回復する」+「ふくしまブランドの再生・構築の土台がつけられる」「ふくしま」を目指し、平成32年度までに新たな復興のステージへ向かう“ふくしま”（ふくしまの新たなイメージの創出、ふくしまブランドの再生・構築）を目指すべき姿として決めました。
現状・現場の声・課題	県産品（農林水産・加工品等）、観光、教育旅行、学校給食、情報発信、海外、消費者意識の現状及び現場の声を踏まえ課題を整理しました。
対策強化の方向性	「現状・現場の声・課題」から導き出した「ターゲットを意識」、「連携を強化」、「伝わる発信」の3つの方向性に加え、新たな取組に積極的にチャレンジする「果敢に挑む」を決めました。
特に強化すべき取組	風評の払拭と風化の防止を図る上で、特に強化すべき取組7つの分野を定め、年度ごとの取組方針と取組実績を作成していきます。 ＜7つの分野＞ ・県産品の販路回復・開拓 ・観光誘客の促進 ・教育旅行の回復 ・国内外への正確な情報発信 ・「共感と応援の輪」の拡大に向けた仕組みづくり ・市町村との連携 ・国との連携
目指す姿の実現に向けて	目指す姿の実現に向けて、職員一人ひとりの取組や推進体制を定め、部局連携等による一体的な取組と、統一感のある効果的な情報発信を行うことを決めました。

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

テレビ番組や新聞・広報誌の企画構成等を見直しながら、県内外の多くの方々に分かりやすく伝わるよう「復興の見える化」に取り組み、風評の払拭と風化の防止に向けた広報事業を積極的に展開しました。

① インターネットを活用した部局横断的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスブックによる情報発信（「いいね！」（=支持者）獲得数、平成29年3月31日時点 65,649件） ・ツイッターによる情報発信（平成29年3月31日時点フォロワー44,318人） ・You Tubeによる情報発信（平成29年3月31日時点再生回数2,322,212回）
② 国内外に向けた情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の状況をわかりやすく伝える「ポータルサイト（ふくしま復興ステーション）」を日本語ほか8カ国語で表記し世界に広く伝わるように多言語化し、情報を発信しました。 ・震災を経験した県民の想いや県外の方々への福島県への想いを募集し、谷村新司さんが作詞作曲した新たなふくしまの歌「雲のかなた」を制作・発表し、国内外へ発信しました。
③ 復興が進む様子を伝えるテレビ番組等を制作し提供	<ul style="list-style-type: none"> ・復興番組：FTV・FCT/週1回、KFB・TUF/月1回等 CM：年2,055回
④ 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・民報・民友/県政特集・年10回 民報・民友・中央紙5紙/随時広報
⑤ 復興に向けた取組等を拡充して広報誌を構成し提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしまから はじめよう。ゆめだより：年6回/約700,000部 ・子どもから大人まで親しみやすいイラストで新しい総合情報誌「ふくしままっぷ」を作成・配布

◆復興・再生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信するとともに、「ふくしま復興を考える県民シンポジウム2017」の開催のほか、県外イベントでの復興発信ブース出展や若手職員のプレゼンを行いました。

また、福島復興の要となる「福島復興再生特別措置法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

① 復興の取組等の情報発信等
<ul style="list-style-type: none"> ・新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（15回） ・若手職員8名によるプレゼンテーション隊を結成し、「ふくしま大交流フェア」（東京都）で発表（併せて復興状況のブース出展） ・ふくしま復興を考える県民シンポジウム2017（H29.3.18、約400名の県民が参加、 ・復旧工事の進捗状況を発信する「事業概要の小冊子」（2015年度・2016年度版）計10,500部版の発行・配布 など
② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及
<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に関する県ホームページを県民に分かりやすい内容で広報 ・特措法優遇税制手続き期限に関する広報（税理士会、商工会等） ・特措法優遇税制に関する商工会等への出前講座（1回）
③ 避難者に対するふるさとの復興情報の発信
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に開発した「帰還支援アプリ」を活用し、避難地域及びその近隣30市町村や住民と連携して帰還の判断に必要な情報を発信するとともに、キーワード検索機能等の機能拡充を実施 （平成29年3月31日時点のダウンロード数10,424件、アクセス数25,418件）
④ 県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の多い都府県に職員を派遣し、避難者からの相談対応等（14都府県13名派遣） ・各種媒体を活用し、ふくしまの情報を提供 （地元紙の送付：46都道府県の公共施設等約450箇所、950部を週2回送付） （広報誌の送付：約41,000世帯に月2回、県外へ自主避難の約4,000世帯に月1回送付） （地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（年12回）：約41,000世帯、県外へ自主避難の約4,000世帯、46都道府県の公共施設等約1,700箇所に送付） （避難者支援ハンドブックの発行：55,000部を発行し、避難者、関係機関等へ提供） （復興支援員の配置：関東全域、新潟県、山形県に38名を配置） （生活再建支援拠点を全国25カ所に設置し、年2回の説明会を開催）
⑤ 計画・取組状況等の普及
<ul style="list-style-type: none"> ・復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」（随時更新） ・「ふくしま復興のあゆみ」の発行（5回） ・企業との包括連携協定等を活用した情報発信（復興のあゆみ配布 9,465部） ・説明会等の機会を通じた情報発信（23回） ・視察対応等による情報発信（11回）

◆観光や県産品の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向け、県内観光地の放射線量や食の検査体制等本県に関する正確な情報発信を行うとともに、「花」「食」「温泉」をメインテーマに、地域自らが主体となって観光素材を磨き上げ、アフターDCの実施などを通じて、本県観光の魅力を発信しました。

また、県産品の風評払拭、本県のイメージ回復を図るため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」を始め、あらゆる機会を通じて、本県が誇る日本酒、県産品の魅力等を情報発信することで、県産品のブランド力向上に取り組むとともに、海外においても、県産品の魅力や安全性のPRを行うため、プロモーションや商談会、バイヤーやマスコミ等の招へいなどに積極的に取り組みました。

- ・アフターデスティネーションキャンペーン期間中観光入込数：県内251地点で13,372,884人（推計値）
- ・「日本橋ふくしま館MIDETTE」：平成28年度来館者数390,861人（平成29年3月31日現在）
※ H28.11 来館者100万人達成
- ・教育旅行誘致キャラバン：13回（1,269箇所訪問）
- ・全国新酒鑑評会金賞受賞数4年連続日本一関連イベント 来場者数（国内：65,416人、海外829人）

◆消費者と生産者等との理解交流を通じた情報発信

風評に惑わされることなく自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

- ・ 農産物放射能検査場の現地視察等 9回実施、延べ302名参加
- ・ 「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業 44回派遣、のべ4,164名参加

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・ 平成28年度放射能モニタリングポスト（常時測定） 3,907地点
- ・ 平成28年度放射能測定地点（随時） 13,015地点

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「ふくしま 新発売。」等で提供しました。

また、水道水や飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査結果を県ホームページで提供しました。

- ・ 農林水産物のモニタリング検査件数 21,180点
- ・ 米（平成28年産米）の全量全袋検査数 約 1,024万点
- ・ 水道水のモニタリング検査件数 延べ 12,424検体
- ・ 飲用井戸のモニタリング検査件数 延べ 1,362検体
- ・ 加工食品の検査件数 延べ 3,611検体

③ 説明会やシンポジウム、セミナー等の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やシンポジウム等を開催したほか、対面形式での甲状腺検査説明会や健康相談ワークショップを開催しました。

- ・ 食品と放射能に関する説明会等 78回開催、延べ4,096人参加
- ・ よろず健康相談（ワークショップ） 96回開催
- ・ 甲状腺検査説明会・出前授業 33回開催

④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表

希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しました。

- ・ 平成28年度 3,954検体検査

◆国際会議等を活用した世界への情報発信

世界経済フォーラムASEAN会合（マレーシア）や米国（ワシントンD.C. ニューヨーク）における復興セミナーの開催、留学生等を対象とするスタディツアー等様々な機会を通して、本県の復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・ 知事が世界経済フォーラムASEAN会合（平成28年6月1日～2日）へ出席
- ・ 復興セミナー開催（平成28年10月17日ワシントンD.C. 平成28年10月19日ニューヨーク）
- ・ 駐日大使福島県視察（18カ国20名 平成28年11月16日～17日）
- ・ 地域間交流きずな復興事業（ニュージーランドから日本語教員を招聘2名）
- ・ 各スタディツアー（参加者のべ193名）

今後の取組 の方向性

- 風評・風化対策監の下、改定した「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、民間及び各行政機関と連携した一体的な取組と統一感のある効果的な情報発信を推進し、風評払拭と風化防止を図っていきます。
- 引き続き県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組みます。

2 継続的な行財政改革への取組

◆ 公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp